

実験動物福祉規程

IVTeC 株式会社アイビーテック

株式会社アイビーテック 実験動物福祉三原則

1. 私たちは、実験動物を慈しみ尊い命に感謝します。
2. 私たちは、責任を持って実験動物を適正に取り扱います。
3. 私たちは、実験動物に対して知識と技術を深め、動物の特性を理解します。

実験動物福祉規程

(目的)

第1条 本規程は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」(平成18年環境省告示第140号)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成18年環境省告示第88号)、「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年総理府告示第40号)及び「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年農林水産省局長通知)に基づき、株式会社アイビーテック(以下、当社と記す)における実験動物福祉のより一層の推進を図ることを目的として定めたものである。

(定義)

第2条 本規程に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。

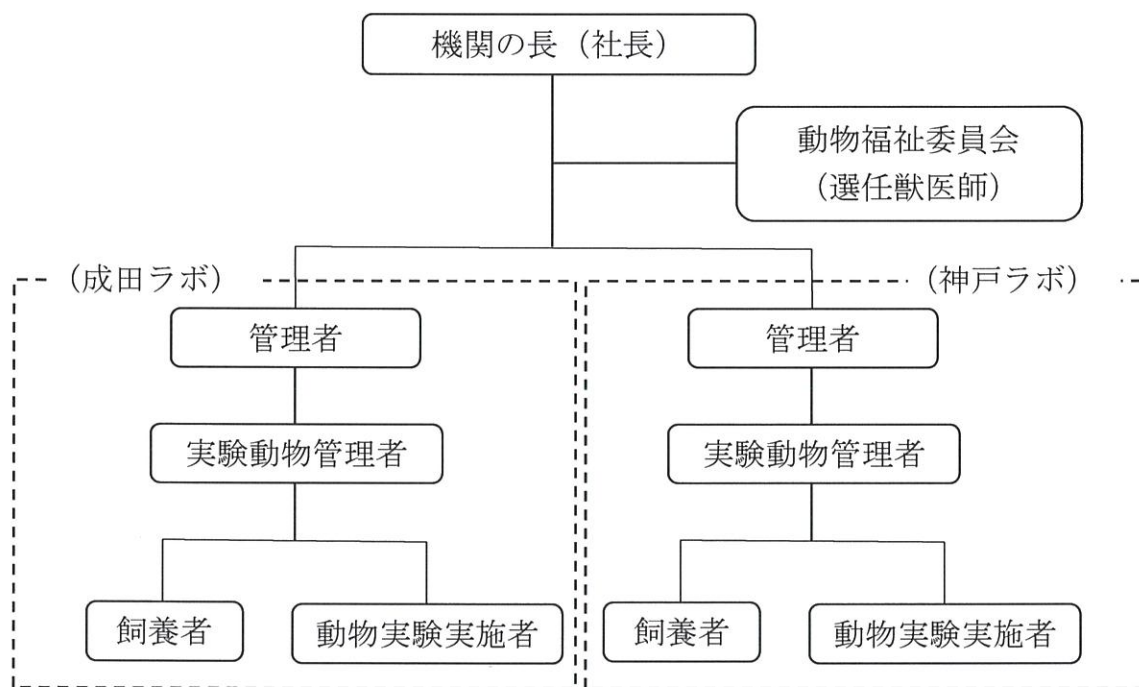
- (1) 動物実験等：動物を教育、試験研究又はその他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 施設等：実験動物の飼養保管施設及び動物実験等を行う施設(成田ラボ及び神戸ラボ)をいう。
- (3) 実験動物：動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している動物をいう。
- (4) 機関の長：当社における実験動物福祉に関して最終的に責任を負う者であり、社長がこれを担う。
- (5) 管理者：機関の長から任命され、実験動物及び施設等を管理する総括的な責任者であり、各所長がこれを担う。
- (6) 実験動物管理者：機関の長から任命され、管理者を補佐し、実験動物の管理に関する責任者をいう。
- (7) 選任獣医師：機関の長から任命され、当社で取扱うすべての実験動物の健康及び福祉について責任を有する獣医師をいう。
- (8) 飼養者：実験動物管理者の下で実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (9) 試験委託者：当社の施設等を利用して動物実験等を実施するために、当社に業務を委託する者をいう。
- (10) 動物実験実施者：当社で動物実験等を実施する者(試験委託者側の実施者を含む)をいう。
- (11) 試験責任者：動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統

括する者をいう。なお、レンタルラボとして施設等を使用して実施する動物実験等の場合には、通常、試験委託者側の責任者がこれを担う。

(12) 管理者等：管理者、実験動物管理者、飼養者及び当社従業員の動物実験実施者をいう。

(組織・体制)

第3条 当社における実験動物福祉に関する組織・体制は以下の通りとする。



実験動物福祉に関する組織・体制図

2 機関の長は、当社における実験動物福祉に関するすべての責務を負い、当社従業員が実験動物福祉に対し、主体性を持って取り組めるよう以下の事項に留意し、体制を整備する。

- (1) 実験動物の飼養保管及び動物実験等が関連する法令及び当社の規程等に則した適正な内容であるかを審査・確認するための動物福祉委員会を設置する。
- (2) 実験動物の福祉に関する最上位規程である本規程のほか、動物福祉に関する規程等を策定するとともに、実験動物の取扱い及び動物実験等の実施に必要な手順書等の策定を指示する。
- (3) 実験動物福祉に配慮しつつ、科学的に適正な動物実験等を行うために必要な施設・設備を整備する。
- (4) 管理者、実験動物管理者及び選任獣医師を任命する。

- (5) 動物実験申請書を事前に提出させ、その計画について動物福祉委員会の審査・確認を経て承認又は却下する。
 - (6) 実験終了後、結果について報告を受け、動物福祉委員会の意見を踏まえ必要に応じ適正な改善措置を講ずる。
 - (7) 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、適正な動物実験等の実施、実験動物の適切な飼養及び保管を行うために、動物福祉、感染症等についての必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練を実施する。
 - (8) 動物福祉に対する自己点検・評価を適切に行い、その結果について適切な方法により公表するとともに、動物福祉委員会による指摘事項に対する対応を適切に実施する。また、自己点検・評価の結果について、第三者による実験動物福祉検証あるいは認証を受けるように努める。
- 3 上記、(2)、(3)、(6)及び(7)については、その責任と権限を管理者に委譲することができる。
 - 4 管理者は、機関の長の命を受け、施設等の適切な整備、適切な実験動物の飼養・保管、適切な人員配置と教育訓練、健康管理、生活環境の保全、実験動物の逸走防止、緊急災害時の対策及び施設の廃止時の対応をとる。
 - 5 実験動物管理者は、管理者を補佐し、実験動物の飼養保管方法や環境の整備、検疫・順化、実験動物の数と状態の確認、疾病予防・治療等の健康管理、飼養者、動物実験実施者に対する指導など良好な施設運営を行うための具体的な対応をとる。
 - 6 選任獣医師は、動物福祉委員会と情報を共有し、実験動物の健康管理状況、飼養保管施設の整備状況及び医薬品等の管理状況の確認を行うとともに、実験動物の獣医学的ケアに関して判断し、獣医師としての必要な対応を取る。
 - 7 動物福祉委員会は、次に掲げる者から機関の長が任命した委員により構成し、その運営については別に定める。
 - (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者
 - (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者（選任獣医師を含む）
 - (3) その他学識経験を有する者

(飼育管理)

- 第4条 機関の長は、管理者等による飼育管理に関する組織、指示命令系統を明確にする。
- 2 管理者及び実験動物管理者は、動物福祉の「5つの自由」(5 Freedoms)に関する考え方を踏まえ、給餌、給水方法、清掃及び消毒等の飼育管理に関する業務の標準操作手順書(SOP)を作成する。
 - 3 飼育管理の記録類は、定期的に担当飼養者以外によって確認する。

- 4 飼育管理に関する異常が発見された場合の記録方法及び連絡体制を明確にする。
- 5 管理者及び実験動物管理者は、日常の飼育管理業務に関する記録類を適正に5年間保存する。

(実験動物の健康管理)

第5条 実験動物の健康管理は、獣医学的根拠に基づき、選任獣医師の指示の下で以下の事項に留意して行う。

- (1) 必要に応じて微生物モニタリングを実施する。
- (2) 感染症が疑われる動物が認められた場合には、SOPに定められた方法により対応する。
- (3) 施設への実験動物の導入に際しては、検疫及び順化期間を設ける。
- (4) 実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行う。
- (5) 実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、必要に応じて実験動物に適切な治療や安楽死処置を行う。

(施設・設備)

第6条 施設・設備については、実験動物の生理、生態、習性等に応じて適切に整備する。

- 2 飼育室の環境目標値をSOPで定め、それらの維持管理の記録を残す。
- 3 施設等及び飼育設備は、実験動物が逸走しない構造及び強度とする。
- 4 施設等への衛生動物、衛生昆虫の侵入防止対策をとる。
- 5 施設等を廃止する場合、管理者は、所定の手続きをとり、必要に応じて、実験動物管理者と協力し、飼養又は保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努める。

(教育訓練)

第7条 機関の長あるいは管理者の指示により、動物福祉委員会は、教育訓練の年間計画及び教育訓練の項目や方法を定め、実験動物管理者、当社従業員の動物実験実施者及び飼養者等に対して、社内教育及び社外研修の受講を、組織的かつ計画的に実施する。

- 2 管理者は、試験委託者側の動物実験実施者に対して、実験動物福祉に関する教育訓練（施設の利用方法を含む）を動物実験の開始前に実施し、必要に応じて、法令、機関内規程、関連SOP等、教材として使用する。受講者は受講後に所定の教育訓練受講記録に署名する。

3 教育訓練記録は5年間保存する。

(生活環境の保全)

第8条 施設及び施設周辺の生活環境の保全を常に意識し、地域との共生に配慮する。

(危害防止)

第9条 安全な作業環境や作業方法を確保するとともに施設・設備に対する定期点検を実施する。

2 緊急時の対応として、実験動物による傷害や疾患発生時の連絡体制及び実験動物が逸走した場合の関係機関への連絡体制を整備する。

3 地震や火災を想定した緊急時対応マニュアルを整備する。

4 業務に無関係な者に対して施設への立入りを制限する。

5 人獣共通感染症に関する十分な知識の習得及び情報の収集を行う。

(実験動物の記録管理)

第10条 実験動物の記録管理については、以下の事項に留意して行う。

(1) 実験動物の記録台帳(実験動物の入手先、飼育履歴、病歴等)を整備し、実験動物管理者は、その内容を定期的に点検、確認する。

(2) 実験動物管理者は、定期的に飼養又は保管した実験動物の種類と数等についてまとめ、管理者を通じて機関の長へ報告する。

(3) 実験動物には必要に応じて適切な個体識別を行う。

(4) 実験動物の記録類については、それぞれ適切な期間を定めて保存する。

(動物実験等)

第11条 機関の長は、動物実験等の承認手続き及び実施方法等を規定する(手続きの詳細は「動物福祉委員会規程」に記す)。

2 試験責任者は、規定内容に基づいて動物実験申請書を作成し、必要に応じて試験計画書を添えて機関の長へ提出する。

3 機関の長は、動物実験計画の関連法令への適合性について動物福祉委員会へ諮問し、動物福祉委員会はその内容を審査して機関の長へ答申する。

4 動物実験計画の最終承認者は機関の長とする。

5 試験責任者又は試験責任者から指示を受けた動物実験実施者は、動物実験に計画変更等があった場合には、実験終了時に変更届を機関の長に提出する。

6 試験責任者又は試験責任者から指示を受けた動物実験実施者は、実験終了時に終了報告書を機関の長に提出する。

- 7 機関の長は、実験結果を把握し、動物福祉委員会の意見を参考に必要に応じて管理者へ改善の指示をするほか、機関として適正な動物実験等を実施するための改善措置を講ずる。

(安楽死処分)

第 12 条 実験動物の殺処分については、責任者、実施者を定め、殺処分方法、死体処理方法について SOP 等に定め、適正な実施を図るとともに、実施記録類を保存する。

(自己点検・評価・情報公開)

第 13 条 機関の長の指示により、動物福祉委員会は、動物福祉に関する自己点検・評価を行い、その結果を機関の長へ報告する。

- 2 機関の長は、自己点検・評価の結果を受け、必要に応じて適切な対応をとるとともに、適切な方法により公表する。
- 3 機関の長は、自己点検・評価の結果等について、外部の機関等による検証あるいは認証を受けるように努める。

(その他)

第 14 条 家畜伝染病予防法、狂犬病予防法、カルタヘナ法、外来生物法などの適用を受ける実験動物の取扱いは、法の定めに従い適正に実施する。

- 2 麻薬及び向精神薬等の取扱いに際しては、関連法規に基づいて適正に実施する。

(規程の改廃)

第 15 条 本規程の改廃は、動物福祉委員会が起案し、機関の長の承認を得る。

附則

本規程は、2020 年 2 月 1 日から施行する。

改訂履歴

2018 年 4 月 1 日制定

2019 年 4 月 1 日一部改訂

2019 年 5 月 20 日一部改訂

2020 年 2 月 1 日全面改訂（本規程と旧「動物実験に関する規程」を統合し、旧「動物実験に関する規程」は廃止とする。）

2022 年 6 月 1 日一部改訂